

(写)

平成 29 年 9 月 28 日

兵庫労働局長
小林 健 殿

兵庫地方最低賃金審議会
会長 清水 信一

兵庫県計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業
最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、平成 29 年 7 月 31 日付け兵労発基 0731 第 1 号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達したので答申する。

別 紙

兵庫県計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域

兵庫県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者

(1) 計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業(理化学機械器具製造業を除く。)

(2) (1) に掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う事業所

(3) 純粹持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)に掲げる産業に分類されるものに限る。)

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

(1) 18歳未満又は65歳以上の者

(2) 雇入れ後6ヶ月未満の者であって、技能習得中のもの

(3) 次に掲げる業務に主として従事する者

　イ 清掃、片付け、賄い、軽易な運搬又は工具若しくは部品の整理の業務

　ロ 手作業による小物部品の包装、袋詰め又は箱入れの業務

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間855円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

平成29年12月1日